

更生支援と再犯防止の推進にあたって

兵庫県では、これまで国が提唱する、すべての人が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、力を合わせて犯罪のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」の趣旨に賛同し、長年に渡り、犯罪や非行のない安全安心な社会を築くための取組を県民、事業者、関係行政機関、民間団体等と連携して進めてきました。

兵庫県は、何かのきっかけで犯罪や非行をした人が、社会でもう一度やり直したいと思い、懸命に立ち直りに励む時に、社会から排除、孤立させるのではなく、再び地域に受け入れ、社会の責任ある一員となるよう支え、見守る、誰もがやり直すチャンスを得られる地域でありたいと考えています。

そのことがひいては犯罪や非行のない地域の安全安心を高めることにもつながります。

また、これらの取組は、誰もが安心して暮らせるまちづくりの枠組をさらに豊かにする取組であるともいえます。

このような経緯や考えを踏まえ、再犯防止の推進については、地域安全まちづくりの一環として位置づけ、更生支援と再犯防止施策に取り組んでいきます。

行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する

犯罪をした人等*の立ち直り等を支援するとともに、住民一人ひとりがその人達への理解を深め、見守り、共存する地域づくりをめざす。

取組の方向

更生支援や再犯防止について県民の理解を深めるため、広報啓発活動を実施するとともに、国、県、市町、関係機関・団体等と連携して、就業機会や住居の確保等への支援、福祉支援に取り組み、犯罪をした人等の立ち直りや社会復帰を支援します。

※犯罪をした人等： 犯罪をした人、非行少年や非行少年であった者。

行動7 更生支援と再犯防止対策を推進する

ア 県民・事業者等への理解の促進

イ 就労支援等の充実

ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供

エ 関係機関・団体等との連携の強化

ア 県民・事業者等への理解の促進

より犯罪の少ない安全安心な地域とするため、県民にとって現時点では馴染みの薄い再犯防止の考え方や取組について理解を深め、一人ひとりができることから再犯防止に関わる機運を醸成します。

主な取組

(啓発活動の推進)

■「社会を明るくする運動」の周知 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部・県土整備部)

犯罪をした人等が再び犯罪に手を染めないよう、国が提唱し保護司会を中心に官民で構成する推進委員会が進める「社会を明るくする運動」と連動し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、多様な手法を活用してわかりやすく工夫し、県民の理解を促進します。

■地域で見守る機運の醸成 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部・県土整備部・教育委員会・警察本部)

犯罪をした人等が罪を償い、社会復帰後、地域で孤立することのないよう、地域で受入れ、見守る機運を醸成します。

とりわけ、非行少年の立ち直りについては、地域での声かけ、居場所づくり、継続的な補導活動等、非行少年の特性に応じ、地域、関係団体、関係機関等が連携し、社会的、教育的に配慮した支援に努めます。

■教職員への理解・啓発の促進 (教育委員会)

教職員への研修会の開催や教育資料の普及等を通じて、矯正施設出所者や犯罪被害者等の人権について正しい理解と共生をめざす姿勢を育み、児童・生徒への指導力の向上や人権意識の高揚を図ります。

(顕彰の促進)

■再犯防止に取り組む個人・団体等の顕彰の促進 (企画県民部)

再犯を防止する社会づくりに功績・功労があった個人・団体等を地域安全まちづくり活動賞等において表彰するとともに、国が設置する表彰制度に推薦します。

イ 就労支援等の充実

犯罪をした人等が地域で生活を営む基盤となる就労を支援するとともに、就労等に先立って必要となる住宅の確保を支援します。

主な取組

(保護観察対象者等への就労支援)

■就職後の職場定着を支援 (産業労働部)

保護観察対象者等の職場への定着を図るため、就労支援員を配置し、雇用された保護観察対象者等や雇用主の就労状況等の相談に対応し、働きやすい環境づくりを創出します。

■就労に必要な基礎的能力等の習得や企業とのマッチングを支援 (産業労働部)

就労を希望する保護観察対象者等にビジネス基礎研修や企業での職場体験を経験させるとともに、リクルート活動時に助言・指導を行い、就職に結びつくよう支援します。

■暴力団離脱者への就労支援 (警察本部)

矯正施設入所中に暴力団を離脱した人に対して、職を得られない困窮から暴力団に復帰することがないように、社会復帰アドバイザー等による就労の援助措置を推進します。

(事業者へ雇用促進の働きかけ)

■保護観察対象者等の雇用に対する理解の促進 (産業労働部)

保護観察対象者の雇用機会を充実するため、シンポジウムの開催や情報誌の発行を通じて保護観察対象者の雇用について協力雇用主の理解を促します。

■就労奨励に向けた経済的支援の充実 (産業労働部)

保護観察対象者等の雇用を促進するため、保護観察対象者等を新たに雇い入れた事業者に対し、給与や研修に要する経費の一部を助成します。

■入札・契約制度における優遇措置 (県土整備部)

刑務所出所者等を雇用した事業者(下請業者が刑務所出所者等を雇用した場合を含む)に対し、県の入札・契約制度の技術・社会貢献評価数値の加点を行い、受注機会の拡大を通じて、刑務所出所者等の雇用の促進を図ります。

(関係機関等が連携した就労斡旋等の充実)

■関係団体・機関等が連携した就労率の向上 (企画県民部・産業労働部)

出所者の働く場を確保するため、矯正施設、コレワーク西日本、保護観察所、公共職業安定所、NPO、関係団体・機関等が連携して、企業・団体向け説明会の開催、事業者の求人に対応するマッチングの支援等、就労支援の充実を図ります。

(住宅支援の充実)

■住宅確保への支援 (県土整備部)

県営住宅への一時入居や、入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進し、矯正施設

退所者が円滑に入居できる住宅の確保に取り組みます。

ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供

矯正施設を出所、または起訴猶予等となった障害者や高齢者で自立した生活を営むことが困難な人が、地域の中で穏やかに社会生活を営むことができるよう、関係機関・団体と連携し、支援します。

主な取組

(福祉サービスの提供)

■出所後の生活安定への支援の充実 (健康福祉部)

矯正施設の出所予定者で、高齢や障害があり自立した生活を営むことが難しく、出所後は福祉サービスの提供が必要とみなされる人に対し、保護観察所、矯正施設、更生保護施設、市町、関係団体等と連携し、出所後は地域で穏やかに生活を営むことができるよう、矯正施設在所中に生活保護をはじめ、必要な福祉サービスの受給等に向けた特別調整を徹底します。

■障害者・高齢者の立ち直り支援の充実 (健康福祉部)

罪を犯して起訴猶予処分等を受けた障害者・高齢者に対し、釈放後、地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるよう、県弁護士会と協働し、検察庁等刑事司法機関、及び市町等と連携して必要な福祉サービスに円滑につなげます。

(薬物依存者等への支援)

■薬物依存症者の医療体制の充実 (健康福祉部)

薬物依存に関する治療拠点機関、専門医療機関の指定を行うとともに、依存症患者への対処法、回復に向けた関係機関との連携方策等についての医療従事者への研修を実施し、医療提供体制を強化します。

■薬物依存に関する相談窓口の充実 (健康福祉部・警察本部)

医療機関等と連携し、薬物依存者への相談や家族教室、専門医等による個別相談を実施し、薬物離脱や社会復帰を支援します。また、精神保健福祉センターや各健康福祉事務所、保健所等、身近な場所で薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談対応を充実するとともに、薬物乱用の青少年の相談や指導に対応します。

■薬物依存症者、乱用者の社会復帰支援の充実 (健康福祉部)

薬物依存症者、乱用者の社会復帰を支援するため、薬物の再乱用防止プログラムや依存離脱指導カリキュラムの充実に取り組む矯正施設、保護観察所や、薬物依存症の治療を実施する専門医療機関、自助グループとの連携を強化します。

■関係機関の連携の強化 (健康福祉部)

地域における薬物依存に関する課題を共有し、協働して課題解決に対応するため、県、医療機関、ダルクを含めた民間団体等との連携を強化します。

エ 関係機関・団体等との連携の強化

再犯防止の取組は、支援の分野が就労、福祉、住宅等、様々な分野にまたがるとともに、刑事司法機関、国、県、市町、関係団体、NPO等、多様な機関・団体が支援主体として関わる必要があることから、情報共有に努めるとともに、関係機関との連携を強化します。

主な取組

(連携の強化)

■再犯防止関係機関連絡会議の設置 (企画県民部)

再犯防止対策をさらに推進するため、神戸地方検察庁、神戸保護観察所、矯正施設、更生保護団体、県、市町、県警、社会福祉協議会、関係団体等が参加する連絡会議を設置し、情報共有を基本に、各機関が連携し効果的な支援策の展開に努めます。

■県市町が連携した支援の充実 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部)

福祉、就労、住宅確保等、出所者等の生活に密着した支援については、県、市町が連携し、効率的に実施できるよう、情報共有の機会の拡充を図ります。

また、市町で円滑に各種の支援が展開されるよう、県と市町の担当者連絡会議等を設置するなど、課題の共有や県市町一体となった支援体制等の調整に努めます。

(連携した活動を支援)

■手引書の活用 (企画県民部)

保護司等の更生保護関係者の活動を支援するとともに、多様な関係機関の支援の充実につなげるため、関係機関の各種支援制度等を紹介する手引書を作成し、配布します。

(国との協働)

■情報の共有 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部・県土整備部)

法務省が把握する出所者(満期出所者を含む)への支援を行うために必要な情報や、犯罪をした者等に対する指導・指導に対する調査研究等、支援に役立つ情報の適切な提供を求め、市町や関係機関・団体等と個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ共有します。

■地域の実情に応じた施策の推進 (企画県民部・健康福祉部・産業労働部)

法務省の地域再犯防止推進モデル事業等を活用し、地域の実情に応じた施策を推進するとともに、国と協働で取り組むことが望ましい施策等を積極的に国に提案します。